特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３０２５号
大阪府岸和田市西大路町21番地の６
清算株式会社　株式会社矢野組工業
代表清算人　嶋田　修一
１　決定年月日　平成21年７月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第３０２６号
大阪市中央区淡路町３丁目５番13号創建御堂筋ビル２Ｆみねむら総合会計事務所方
清算株式会社　株式会社エイチ・エム・ディー
代表清算人　濵田　　豊
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第６号
名古屋市東区泉１丁目１番27号
清算株式会社　株式会社コンクレッツ
１　決定年月日　平成21年７月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

更生手続開始

平成２１年（ミ）第２９号
東京都三鷹市下連雀６丁目１番33号
更生会社　春日電機株式会社
代表者代表取締役　佐藤　　將
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　春日電機株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　平出　晋一
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成21年８月25日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成21年10月13日から平成21年10月20日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年１月22日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年１月29日まで
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の特別調査期間

平成２１年（ミ）第１４号
東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　あおみ建設株式会社
主文　更生債権等の特別調査期間を平成21年７月30日から平成21年８月３日までと定める。
平成21年７月22日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２１年（再）第１号
岩手県大船渡市日頃市町字長安寺92番地６
再生債務者　株式会社杉山組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　盛岡市中央通１丁目11番17号　第二大通ビル５階　セントラル法律事務所　弁護士　桝田　裕之
平成21年７月16日
盛岡地方裁判所第２民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第１号
鳥取県米子市紺屋町27番地
再生債務者　株式会社米子書店
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年９月２日から平成21年９月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再）第１号
大分市大字羽田256番地
再生債務者　株式会社阿部電気工事
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年９月24日から平成21年10月８日まで
大分地方裁判所民事第１部

決議に付する決定

平成２１年（再）第２号
愛知県稲沢市高御堂１丁目３番18号
再生債務者　東新住建株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年７月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する投票期間　平成21年８月24日まで
４　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月17日
平成21年７月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第１０号
愛知県稲沢市松下２丁目１番20号
再生債務者　株式会社トスホーム
１　決議に付する再生計画案　平成21年７月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する投票期間　平成21年８月24日まで
４　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月17日
平成21年７月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第２号
青森県八戸市大字三日町16番地
再生債務者　丸福商事株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年５月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月27日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年８月20日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月20日
平成21年７月15日　青森地方裁判所八戸支部

再生計画認可

平成２０年（再）第６４号
大阪府堺市美原区太井122番地１、開始決定時の本店所在地大阪市中央区島之内１丁目22番23号
再生債務者　上島珈琲貿易株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年７月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第６号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目３番地
再生債務者　有限会社スペックス
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月16日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成１７年（再）第２号
三重県伊勢市小木町64番地１
再生債務者　コマツ三重株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成21年７月17日　　津地方裁判所伊勢支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第１０９号
埼玉県川口市大字石神179番地の43
再生債務者　女ヶ沢健一
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月６日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月20日から平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部